平成２７年（フ）第３５７号
熊本市南区平成１丁目13番７号　セルティアⅡ106号室
破産者　宮塚　芳大
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目８番４号　昭栄ビル201号室、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市串良町細山田1104番地イ
破産者　下平瀬哲郎
1　決定年月日　平成27年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
北海道勇払郡安平町早来栄町165番地２
破産者　加藤　正巳
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第８３号
静岡県三島市東本町２丁目５番70号　アンシャンテ大島201
破産者　石津　啓子
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９６号
愛知県豊川市一宮町旭９番地
破産者　藤井　元司
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１２６号
愛知県豊川市赤坂台1105番地
破産者　今泉　直子
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１３７号
愛知県北設楽郡東栄町大字振草字古戸青瀬12番地
破産者　北野　　理
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第１２１号
滋賀県野洲市小篠原887番地４、前住所滋賀県栗東市御園2028番地　（Ａ―201号）
破産者　入倉　邦彦
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９８号
愛知県春日井市出川町４―12―１　アビタシオンＡ５棟―101、住民票上の住所大津市堅田１丁目１番６号
破産者　伊藤　勝美
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９９号
愛知県春日井市出川町４―12―１　アビタシオンＡ５棟―101、住民票上の住所大津市堅田１丁目１番６号
破産者　伊藤　清子
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２００号
愛知県豊田市田中町５丁目38番地　トヨタ自動車株式会社第二聖心清風西寮内、住民票上の住所滋賀県守山市水保町1394番地　セザール琵琶湖大橋1405号
破産者　伊藤　　勝
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１７号
広島県福山市西町１丁目15番11―205号
破産者　神原　正人
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３７号
山口県下松市桜町２丁目20番11号
破産者　高橋　榮清
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第９０号
香川県丸亀市垂水町1673番地ドゥヴァン・レコールＢ棟103号
破産者　今田　亜美
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２０号
愛媛県今治市吉海町八幡111番地　吉海八幡南団地102号、前住所愛媛県越智郡吉海町大字泊1683番地、居所松山市柳原739番地　医療法人清和会和ホスピタル内
破産者　川瀬千代保
法定代理人成年後見人　浦田　明宏
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第２３号
熊本県八代市海士江町3125番地１、前住所熊本県八代市田中東町８号７番地１（Ｃ）
破産者　下田憲太郎
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３７号
大分県豊後高田市払田760番地１
破産者　河野　美昭
1　決定年月日　平成27年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係